

〔事案 28-243〕 死亡保険金支払請求

・平成 29 年 7 月 26 日 裁定打ち切り

<事案の概要>

被保険者が自殺により死亡したため死亡保険金が支払われなかったが、当該自殺は支払免責事由に該当しないことを理由に、死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 10 月に配偶者が契約した低解約返戻金型終身保険にもとづき、以下の理由により、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1)平成 28 年 9 月に被保険者である配偶者が死亡した。
- (2)被保険者は、うつ病による精神障害により自由な意思決定能力を喪失し、または著しく減弱させた状態で自殺したため、支払免責事由に定める自殺には該当しない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)被保険者は責任開始期より 3 年以内に自殺により死亡したため、死亡保険金の支払免責事由に該当する。
- (2)被保険者は、突発的な方法ではなく、夜間に人通りの少ない地域まで自動車で移動したうえで縊死による自殺を遂行しているから、精神障害により自由な意思決定能力を喪失し、または著しく減弱させた状態で自殺に及んだとは認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、被保険者が自殺に至るまでの状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、被保険者が自殺の際に自由な意思決定能力を喪失し、または著しく減弱した状態にあったと認めることは困難だが、裁判所において、被保険者が受診した医師に対する証人尋問を実施したり、鑑定を実施したりすることにより、被保険者が当該状態にあったとする事情が新たに出てくる可能性は否定できないところ、裁定審査会には医師への証人尋問や鑑定の手続は備わっていないため、裁定手続を打ち切ることとした。